

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社経営理念「創造と調和」には、「社会、自然そして人との調和を大切にしながら、社会の求める良い商品を創造していくことで、物質的にも精神的にも豊かな社会の実現に寄与する」という想いが込められており、その実現に向けて取締役はじめ全社一丸となって取り組んでおります。

また、これらの理念実現のためには、株主・取引先・地域社会・社員などの社内外のステークホルダーの立場を尊重したうえで、公平・公正かつ迅速な意思決定を行う仕組みであるコーポレート・ガバナンスを適切に実践することが肝要と考え、以下のとおりコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、かつ実践しております。

- (1)当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行い、また、株主の実質的な平等性の確保を図ります。
- (2)当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)当社は、当社の財務情報や、非財務情報について、法令に基づく適切な開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組めます。
- (4)当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るために、その役割・責務を適切に果たします。
- (5)当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおり、当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,093,500	9.61
株式会社写真化学	883,200	7.76
株式会社ニコン	568,400	4.99
株式会社京都銀行	356,200	3.13
株式会社SCREENホールディングス	315,000	2.77
石田昌徳	308,500	2.71
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	307,900	2.70
石田敬輔	300,200	2.64
株式会社石田産業	277,400	2.44
株式会社三菱UFJ銀行	251,200	2.20

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

「大株主の状況」につきましては、2018年9月30日現在の状況を記載しております。また、当社は自己株式833,716株を保有しておりますが、同記載欄からは除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀 修史	その他								○			
榮川 和広	弁護士											
中野 雄介	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀 修史	○	○	堀修史氏は梅小路司法書士事務所の所長であり、当社と同事務所との間に登記実務委託等の取引がありますが、その取引高は僅少であり、同氏の取締役としての独立性に影響を及ぼすようなものではありません。	堀修史氏は、司法書士としての専門的知識と経験を有しており、また、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験を持つことから、その知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定いたしました。

榮川 和広	○	○	——	榮川和広氏は、弁護士としての専門的知識と経験を有しており、また、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験を持つことから、その知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定いたしました。
中野 雄介	○	○	——	中野雄介氏は、公認会計士としての専門的知識と経験を有しており、また、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験を持つことから、その知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

現在の体制を採用している理由	更新
----------------	----

監査等委員会を補助すべき体制については、監査等委員会からの要請があり次第、監査等委員会の指示に従って職務を実施し、その職務について取締役の指揮命令を受けないスタッフを配することとしております。さらに、当該スタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査等委員の同意を要することとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員は、会計上の諸問題に対して、その必要性に応じて、国内の会計監査人および海外の会計監査人に相談を行い、助言・指導を求めます。また、内部統制の進捗状況等についても会計監査人と検討会を実施し、四半期決算ごとには、会合を開催し意見交換を行います。

また、監査等委員会と内部監査部門である監査室とは、定期的に会合を持ち、内部監査結果の報告やコンプライアンス、内部統制、リスク管理などに関する情報交換を行うなど密接な相互の監査連携を図り、監査効率と監査効果を高めます。また、監査等委員は内部監査への立会を随時行い、経営諸活動の状況を直接把握するとともに内部監査が有効に機能していることを積極的に確認します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の役員賞与については業績連動で決定しております。
また、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会の決議に基づき、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第17期(自2017年10月1日 至2018年9月30日)有価証券報告書において、次のとおり開示しております。

取締役に支払った報酬 168,402千円(社外取締役を除く)
監査役に支払った報酬 14,040千円(社外監査役を除く)
社外役員に支払った報酬 12,000千円

なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の総額は、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額300,000千円以内、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内と決議しております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、上記の報酬限度額の範囲内で、当該事業年度の業績を勘案しつつ、当社取締役に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責、ならびにこれまでの経歴や職歴、職務等を考慮し、従業員の処遇との整合性を含めて総合的に適正な報酬額を決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、上記の報酬限度額の範囲内で、職務と責任を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

また、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会の決議に基づき、当社取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。本制度は、上記の報酬限度額とは別枠で取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対し株式報酬を支給する制度であり、約5年間の対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は、合計210,000千円であります。各取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)は、当社取締役会で定める株式交付規定に基づき、役位等に応じて付与されるポイントの数に相当する当社株式の交付を受けることとしております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、常勤監査等委員である取締役より適宜情報伝達を行っているため、補佐のための担当セクションや担当者は置いておりません。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

取締役会は取締役10名で構成され、うち4名は監査等委員である取締役です。原則月1回開催し、当社の経営全般に関する意思決定機関として法令および定款、取締役会規則に基づく事項について審議、決議しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は社外取締役3名を含む4名で構成され、原則月1回開催し、取締役の職務執行状況等の適法性監査、妥当性監査を実施します。監査等委員はそれぞれ、重要な経営に関する事項について代表取締役および取締役から聴取し、取締役会においても意見を述べるなど経営の監視に努め、会計監査人や監査室と連携のうえ、監査業務を遂行します。

(3) 内部監査

監査室を設け、担当者3名を配置しております。監査室は代表取締役の命を受け、業務および制度の運用が適切に行われているかを監査し、上期、下期に結果を報告しております。

(4) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役会が委員長と委員を選任し、法令の改正状況等を確認するとともに、遵守状況について社内共有する仕組みを構築し、社内へ法令等の遵守意識の普及や高い倫理性の保持に努めております。法令違反等の発生時には、事実関係の調査や原因究明、再発防止または未然防止のための措置を講じるとともに、その内容を取締役に報告しております。また、監査等委員会および監査室と連携し、業務に関連する法令・規制や契約、社内規定などの遵守状況を点検・評価することにより、コンプライアンスの実効性を高めます。

(5) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、管理本部担当役員を委員長、各本部長を委員とし、経営危機につながる可能性があるリスクに関する重要事項の審議と方針決定を行います。定期的なリスクの洗い出しや評価およびリスク発生の予防と対応準備を行うことで、リスク管理の実効性を高めております。

(6) 弁護士、会計監査人等その他第三者の状況

法律上、会計上の諸問題に対して、その必要性に応じて、顧問弁護士、国内の会計監査人および海外の会計監査人等に相談を行い、助言・指導を求めています。

(7) その他

経営幹部会議として、経営会議を設置し、原則月1回開催しております。経営会議では、経営の重要事項(基本方針、諸施策等)について審議、決定し、迅速な経営活動がなされるように努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会の決議に基づき、機関設計を監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しております。この理由は、取締役の職務執行の監査等を行う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るためであります。

なお、当社は監査等委員である社外取締役3名を選任しております。社外取締役は、各自の有する専門的知識および経験から、当社経営に対する助言・指導を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献するとともに、監査等委員として適法性、妥当性の観点から監査を行います。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年12月21日開催の第17期定時株主総会の招集通知は、11月30日に発送いたしました。また、発送日の2日前に、東京証券取引所および当社ウェブサイトにて、当該招集通知の発送前開示を実施いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算会社であるため、株主総会集中日の開催とはなっておりません。
その他	当社の事業環境をより深くご理解いただくため、パワーポイントなどを利用して株主総会のビジュアル化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主や投資家およびその他のステークホルダーに、公正かつ適時・適切な情報を提供するためディスクロージャー方針を策定し、当社ウェブサイトにも掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回(中間・期末)、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース、株主総会招集通知および決議通知、株主通信、決算説明会資料、財務諸表等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室にIRに関する担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念や環境方針の中でステークホルダーに対する当社の姿勢を表明しているほか、2016年10月に制定した「エスケーエレクトロニクス行動規範」において、多様なステークホルダーとの適切な協働、その利益の尊重等について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2002年9月に地球環境の改善を目指し、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得しました。また、環境保全活動として本社および京都工場周辺の清掃活動を実施しており、以上の活動等について、2009年度より環境報告書を発刊しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主や投資家およびその他のステークホルダーに、公正かつ適時・適切な情報を提供するためディスクロージャー方針を策定し、当社ウェブサイトにも掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制および内部統制の充実・強化を図るため、コンプライアンス委員会やコンプライアンス推進グループを設置するなど、組織体制の整備を行っております。また、「エスケーエレクトロニクス行動規範」や公益通報者保護法に基づく「内部通報保護規定」を制定するなど、取締役および社員が法令や定款、社内の諸規定等を遵守するための体制を整備しております。

これらの体制に基づく業務執行の状況を確認するため、監査等委員会および監査室は、当社が定める「監査等委員会規則」および「内部監査規定」に基づき、業務執行の適法性及び妥当性、効率性を監査しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規定」および「機密情報管理規定」を制定し、これらの規定に基づき取締役会議事録、稟議書、その他重要な取締役の職務執行に係る情報を適正に保存および管理しております。なお、取締役および監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規定」を制定し、経営危機の現実化を未然に防止するため、リスク管理委員会において、リスクの所在・種類等を把握し、組織横断的な管理体制を推進しております。また、経営危機発生時においては、同規定に基づき対応を行います。

なお、経営危機管理の一環として、当事業所が所在する各地域で突発的な重大災害事故等が発生した場合に備え、事業継続のための「事業継続計画(BCP)」を策定し、緊急時の体制を整備しております。

また、対外的なリスクに関しては、顧問弁護士等と十分相談のうえ対応しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営理念」に基づき、全社的な目標として中長期計画を策定し、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標を定め、かつ社員一人ひとりの業務目標の管理を行うことで、効率的な業務運営の実施を図っております。また、毎月の取締役会において、業務の報告を行い、目標管理を行っております。

職務の執行に関しては、「職務分掌規定」や「職務権限規定」を制定し、これらの社内規定に基づき、適時的確な意思決定を図っております。特に全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営会議にて審議し、多面的な検討を行い、慎重に判断する体制をとっております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規定」を制定し、同規定に基づき、関係会社の自主性を尊重しつつも、当該関係会社が重要事項の決定を行う際には、当社の承認、協議、報告を要することとしております。

また、関係会社の主要ポストには、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)や社員を派遣し、適宜、当社取締役会等に対する経営状況の報告を求める他、定期的に当社監査等委員会および監査室による関係会社の監査を実施し、企業集団における業務の適正化を図っております。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、この項において同じ。)および社員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす重要事項、内部監査の実施状況、「内部通報保護規定」による内部通報の状況およびその内容を報告するものとしております。また、監査等委員会による各取締役および重要な社員への個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する体制をとります。

取締役および社員ならびに「関係会社管理規定」に定める関係会社の役員および社員は、当社および関係会社の業務または業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社および関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、またはこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査等委員会に速やかに報告します。

当社または関係会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役および社員ならびに関係会社の役員および社員に周知徹底いたします。

監査等委員会を補助すべき体制については、監査等委員会からの要請があり次第、監査等委員会の指示に従って職務を実施し、その職務について取締役の指揮命令を受けないスタッフを配することとしております。さらに、当該スタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査等委員の同意を要することとします。

監査等委員が正当な職務執行のため当社に対し費用の前払、償還、もしくは債務の処理を請求した場合、「経理規定」に基づき公正かつ適正にこれらを処理いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規定」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業・団体・個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持しております。

また、反社会的勢力に対する対応は、管理本部が統括し、弁護士、所轄警察署や関連団体との連携を図り、社内体制の整備強化を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みを積極的に進めていくことにより、経営の健全性をより一層高めてまいります。

